

## 令和2年度第2回苫小牧市子ども・子育て審議会部会 会議録

開催日時 令和2年8月21日（金） 午後6時から午後7時20分まで

開催場所 苫小牧市役所 職員会館304号室

### 出席者

- ・部会委員 9名  
青山委員、遠藤委員、木原専門委員、小山専門委員、高田専門委員、田中専門委員、藤崎委員、松村専門委員、毛利委員
- ・関係職員 8名  
健康子ども部長、健康子ども部次長、子ども支援課長、子ども支援課副主幹、子ども支援課主査、子ども支援課相談係主査、子ども支援課相談係主任主事、子ども支援課相談係主事
- ・傍聴人 3名  
市民（1名）、苫小牧民報社（1名）、北海道新聞社（1名）

### 1 開会

（司会）

それでは、お時間となりましたので、ただいまから令和2年度第2回苫小牧市子ども・子育て審議会部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただく、子ども支援課の板橋と申します。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、桜田健康子ども部長から挨拶があります。よろしくお願いいたします。

### 2 健康子ども部長挨拶

（健康子ども部長）

皆様、こんばんは。健康子ども部長の桜田でございます。

本日はお忙しいところ、また、お仕事終了後のお疲れのところ、苫小牧市子ども・子育て審議会部会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から子育て支援をはじめ、市政推進のためにご理解、ご協力をいただいておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、全国的にも増加の一途にあります児童虐待の対策につきましては、本市におきましても喫緊の課題となっております。現在、双葉町に児童相談複合施設を建設中でありま

あります子ども家庭総合支援拠点が複合するもので、令和3年1月の供用開始を予定しております。児童相談所分室につきましては、民生委員児童委員協議会の皆様の10万筆を超える署名活動など、長年の地域活動と北海道のご英断により実現するものでございます。

この画期的な年に社会全体で子どもを守るといふ本市全体の意識醸成を一層図るために、児童虐待防止条例の制定に取り組みたいと考えております。

この策定を目的といたしまして、子ども・子育て審議会に専門部会を設け、委員の皆様のご意見をいただきながら進めたいと考えております。第1回の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面開催とさせていただきましたので、委員の皆様が直接会しての会議は初めてでありますけれども、双方向の関係性の中で様々なご意見をいただくことができればと思いますので、忌憚のないご意見をよろしくお願ひいたします。

皆様にご審議いただきます児童虐待防止条例は、この先も長く本市において続くものとなります。この条例が子どもたちにとっても、そして本市にとっても、よりよいものとなるよう、委員の皆様のご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

### 3 参加者自己紹介

====委員自己紹介====

====職員自己紹介====

### 4 会議の成立

(司会)

ここで会議の成立についてご報告いたします。

お手元にお配りしております苫小牧市子ども・子育て審議会条例第6条第2項において、会議は委員の過半数以上が出席しなければ開催できないことが規定されております。同条例第7条第5項において、部会への準用が規定されており、本日は委員9人中8人と、過半数以上の委員が出席されておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

### 5 部会長の選出

(司会)

では、続きまして、苫小牧市子ども・子育て審議会条例第7条第3項の規定に基づき、本部会の部会長を選出したいと思います。

選出方法につきましては、いかがいたしましょうか。

====委員から「事務局一任」の声あり====

ただいま事務局一任とのお声がありましたが、互選の方法につきまして、事務局一任とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

====委員から「異議なし」の声あり====

ご異議なしとのお声がありましたので、それでは、事務局からご提案いたします。

事務局案として、部会長には、苫小牧市民生委員児童委員協議会よりご推薦の松村委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

====委員から「異議なし」の声あり====

松村委員、ご了承いただけますでしょうか。

(松村委員)

====了解の合図をいただく====

(司会)

ありがとうございます。

次に、議事に入りますが、ここからは松村部会長に進行をお願いしますので、議長席へ移動して、議長をお願いいたします。

====ここで遅れていた田中委員参加====

## 6 議事

(議長)

先ほど自己紹介も終わりましたので、早速、ここから私が進行をさせていただきたいと思えます。どうか皆様、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

本日は議事の説明と質疑を行い、遅くとも、今、新型コロナの件もありますので、なるべく時間は延長しないように心がけていただきたいと思います。7時30分をめぐりに終了を予定しております。また、この会議の議事録を苫小牧市のホームページで公開いたしますので、その辺のほうもご承知おきいただきたいと思います。

では、次第5の議事に入ります。

苫小牧市子どもを虐待から守る条例素案について、事務局から説明をお願いいたします。

(こども支援課副主幹)

それでは、今回提示いたしました素案について、事務局から説明いたします。

当初、条例を読み上げた後に、市の考えや皆様からいただいた意見をどのように反映させているか説明することを考えておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、全体の時間配分について極力説明は短く、そして意見交換の時間を確保するため、素案の読み上げを省略し、また、委員の皆様からの意見をどのように反映させたかは資料4にての説明といたしますので、ここでは条例の考え方について、中心に説明いたします。

資料4及び資料4の別表は事前にお渡しできず、本日の配布となり申し訳ありませんでした。

それでは、資料1をご覧ください。

まず、条例の名称ですが、骨子案でもお示ししたとおり、「苫小牧市子どもを虐待から守る条例」としています。児童虐待防止条例よりは分かりやすい言葉であり、また、虐待防止では予防策、いわゆる施策中心なイメージであるのに対しまして、子どもを虐待から守るとすることで、地域で子どもを守るイメージも加わるのではないかとの考えから、この名称としています。

次に、第1条の目的ですが、ここでは基本理念を定めること、市、保護者、市民等、関係機関等の責務を明らかにすること、施策を推進すること、これらにより、子どもが守られる社会実現に寄与することを目的としています。

次に、第2条は用語の定義です。(1)から(3)の子ども、虐待、保護者は、児童虐待防止法第2条に規定されるとおりとしています。(4)市民等は、市民、団体、法人に加え、市内に勤務する人など、網羅的な定義としています。

2ページに行きまして、(5)関係機関等。関係機関では子どもに業務上関係のある機関や者を具体的例示を含めて定義しています。

次に、第3条は基本理念です。

第1項では、虐待に対する認識と強い禁止表現としています。骨子案のときから見て、「ひいては子どもを死に至らしめるおそれ」を加えています。この資料の中で、骨子案のときから見て加えられている内容は網かけになっています。

死に至らしめるというのは、条例としてはインパクトの強い表現となっています。これは木原委員からの意見で、特定妊婦の課題があり、これをどのように反映させようか考え、乳児が対象ということで、死亡リスクも勘案して入れたのですが、本市においては平成18年度に虐待死亡事件が発生しており、風化させない意味合いや、近年他都市でも続いている死亡事件を受けてのメッセージ性も加味される効果が加えられたものと考えています。

次に、第2項ですが、ここでいう子どもの最善の利益は、児童福祉法第1条において、省略して読みますが、「全て児童は福祉をひとしく保障される権利を有する」と規定され、第2条では、「全て国民は児童の年齢及び発達の程度に応じ、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」と規定されています。これら法の趣旨を踏まえ、子どもの安全及び安心の確保、健やかな成長、自立に向けた支援等、網羅的に利益を優先する考えに立っています。

次に、第3項ですが、ここでのまちづくりは、市にとっての施策であつたり市民等による取組であつたりと、多角的な視点による意味合いを持たせています。これにより、市、市民等、関係機関等が一丸となつて子どもの安全及び心身の健やかな成長を守ることを表しています。

基本理念は、第1項で虐待に対する認識と禁止を、第2項では虐待対応の予防と早期発見、早期対応に努めること、第3項では市、市民等、関係機関等が一丸となつて子どもの

安全及び心身の健やかな成長に向けて取り組むという構成としています。

次に、第4条、市の責務について。

第1項では、市の責務として全ての子どもを守ることと、そのための取組を規定しています。

3ページに行きまして、第2項、子ども家庭総合支援拠点とは、本市ではこども支援課内に既に設置しているものです。その機能は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に実情の把握、子ども等に関する相談全般から、通所、在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを担うものです。

条文では、専門の知識、技術を有する職員の配置、研修等を含めた体制整備を規定しています。

次に、第3項、ここでは早期発見につながる通告の義務の啓発について規定しています。

次に、第4項、ここでは児童虐待に係る予防やケアなどについて、調査研究、検証を規定しています。

市の責務は、骨子案のときと比較して、項目数は減っておりますが、項目の統合等により減っているものであって、内容自体は削っておりません。

次に、第5条、保護者の責務ですが、第1項では、保護者に対する虐待の禁止を規定しています。

次に、第2項、ここでの「子どもの利益に反して」は、身の危険回避や適切な範囲で、例えば宿題をさせることなどは含まない、そういったことを想定しています。また、第1項では禁止を示して、第2項では図らなければならないの文末で、すべきことを示すようにしております。

次に、第3項、ここでは通告対応時の安全確認への協力を規定しています。

次に、4ページ行きまして、第6条、市民等の責務について。

第1項では、虐待に対する関心と理解を深めることを市民等の責務として規定しています。

次に、第2項、ここでは主に啓発への協力を想定しています。具体的には町内会や小売店でのポスター掲示や企業によるオレンジリボンキャンペーンへの参加などがあり、今後、この条文をさらなる協力体制構築の足がかりにしたいとの考えもあって、条文に加えています。

次に、第3項、ここでは市民等による地域づくりとして規定しています。見守りや声かけ、地域のイベント、町内会のお祭りなどといった地域のつながりが孤立化の予防に重要であることを規定しています。

ここでは、田中委員からの地域社会及び地域づくりへの意見を受け、地域における子育て支援が重要な役割にあることを加えております。

次に、第7条、関係機関等の責務について。

第1項では、施策への協力と連携を規定しています。

次に、第2項、ここでは予防、早期発見に有効な体制整備について規定しています。表現方法について法務担当課と調整していますが、第2項の3行目、「研修を実施する」を「研修を受けさせる」にするかとか、適切かつ分かりやすい表現について調整中であります。ただ、意味合いを変えるものではないです。

次に、第3項、ここでは関係機関等が地域との連携につながるようなそれぞれの取組、例えば挨拶運動や地域イベントへの参加、または学校等のイベントへの参加など、地域と関係機関との連携を想定し、加えたものです。

5ページに行きまして、第8条、虐待の予防及び早期発見について。

第1項では、予防と早期発見のため、連携と施策の充実、体制整備を規定しています。必要な体制とは、研修や啓発等により、関係機関や地域による家庭支援や見守りの体制を想定しています。

次に、第2項、ここでは第1項の体制構築に向け、市の関係機関等への支援を規定しています。

次に、第3項、ここでは予防のため、虐待が起きる前から情報連携及び支援を規定しています。さらに、この連携は緊密としており、連携に特に注力することを示しています。

この条項には、木原委員から意見で課題提示のあった特定妊婦を加えることができるか、法務担当課と調整中でございます。

この条文は、遠藤委員から虐待を受けそうな子までを含めた支援について、さらに支援の道筋も分かりやすくとの意見を受けて加えた条文としています。

次に、第4項、ここでは早期発見のための連携と通告受入れ体制の整備を規定しています。

次に、第9条、通告に係る対応等について。

第1項では、市民等、関係機関等の速やかな通告について規定しています。

次に、第2項、ここでは通告を受けた市の対応について規定しています。

6ページに行きまして、第3項、ここでは通告者の秘匿について規定することで、安心して通告できるようにしています。

次に、第4項、ここでは通告を受けたことによる負担に対するフォローを規定しています。前条の第4項を補完する意味合いで素案に加えました。

次に、第10条、虐待を行った保護者に対する指導及び支援について。

第1項では、子どもとの良好な関係構築や虐待の再発防止のための支援について規定しています。通告だけでなく、支援においても様々な機関と連携して支援に当たることを想定しています。

次に、第2項、ここでは保護者の前項に規定する指導や支援を受けた際の改善等について規定しています。

次に、第11条、子どもの家庭への復帰及び自立に係る支援について。

ここでは家庭復帰の支援に関しては、主に家庭への支援員派遣等を想定しており、自立

に係る支援は年齢により異なりますが、保育や教育の確保、関係機関等と連携した支援を想定しております。現在、家庭への復帰という表現について、法務担当課と調整中です。

7ページに行きまして、第12条、子どもへの虐待に関する知識の普及等。

第1項では、子どもが相談や助けを求められるようにする取組を規定しています。

次に、第2項、ここでは関係機関等との連携した周知啓発を規定しております。子どもへの周知啓発という内容から子どもの年齢等も考慮すると、学校との連携を中心としたものになろうかと想定しています。

次に、第13条、児童虐待防止月間について。ここでは様々な取組を実施する推進月間について規定しています。月間は全国に合わせ11月としています。

周知啓発においても、関係機関等と連携することを規定しています。松村部会長から、条例施行を予定している1月を強化月間としてはどうかのご意見がありました。児童虐待防止推進月間は全国的なキャンペーンであり、さらに11月と1月の時期が近いことでもありますので、11月のままにしたいというふうに考えております。令和3年1月には条例制定のほか、児童相談複合施設の開設と児童相談所分室開設に係る記念事業を実施したいと考えております。

次に、第14条、通告の状況等の公表について。ここでは通告の状況等の公表を規定しています。虐待に係る情報を発信することで、市民等の虐待への認識や取組への理解促進にもつながるものとして加えました。小山委員からの意見を踏まえ加えたもので、公表手法については今後検討していきたいと考えております。

最後に、第15条、委任ですが、ここでは施策の実施等について、要綱等への委任について規定しています。

以上、前回部会の意見を踏まえた素案について、本市の考え方を説明させていただきました。委員の皆様から今回いただく意見と9月から10月にかけて実施するパブリックコメントの意見をもって、最終案を作成していきたいと考えております。

質問も含め、様々な角度から意見を出していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、条例の素案ですが、本市の法務担当課との調整がございます。表現の変更等の可能性は最後まであることについて、ご理解をお願いいたします。

以上で事務局の説明を終わります。

(議長)

大変丁寧なご説明ありがとうございました。

苫小牧市子どもを虐待から守る条例素案について、説明がございました。皆様からぜひご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。感想でもよろしいです。

====毛利委員挙手====

はい、おねがいします。

(毛利委員)

私もまだ分からないんですけど、児童虐待防止法とこの苦小牧市の子どもを虐待から守る条例と、この辺りの関係だとか差異だとか、その辺りがあったら教えてほしいなと思います。

(議長)

ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

(こども支援課副主幹)

本日の配付資料で、資料4別表というのがございます。

こちらの下の表になっているところで、地域の抱える課題等に対する規定の状況というところがございます。ここで児童虐待の防止等に関する法律、ここで規定されていることと苦小牧市子どもを虐待から守る条例素案、こちらのほうの内容を比較できるようにしております。ここでは全体の比較ではありませんが、児童虐待防止法の趣旨を浸透させつつ、さらに、地域の課題に対応したものとするためにどういったものを条例に盛り込みたいか、どういったところを強調したいか、といったところをこの項目として上げております。

この項目に対して、児童虐待防止法においてはこのような表現になっています、であるとか、それについて本市の条例素案ではどの条で規定している、というようなことを説明しております。

よろしいでしょうか。

(毛利委員)

ありがとうございます。

(議長)

ありがとうございます。

では、ほかにご意見、ご質問、感想等ございましたらお願いいたします。

じゃあ、せっかくお越しいただきましたので、できたら皆様から短いコメントでもよろしいですので、一言ずついただくとありがたいなと思ひまして、小山さんのほうからお願いいたします。

(小山委員)

素案の作成、ご苦勞さまでした。大筋では特に大きな修正を求めるような意見はないんですけど、ちょっと細部でどうかなというところがあったので、そこを意見として言わせていただければなと思います。



5ページの通告に係る対応等のところでは、第9条の3項までは通告の対応としてこれまでであるような内容ですけど、第4項が加わったということで、どんどん虐待対応の相談が増えれば、当然、通告に至っても虐待じゃないというようなケースが増えてくるのは仕方ないと。そんなときに対して、こういった保護者の心理的負担をフォローするというところを入れるのは本当にいいことかなと思うんですけど、加えて、虐待で相談に入っていて、虐待としてのおそれはないけれど、そこにその子どもとか家庭とかにいろんな医療的とか福祉的なニーズが見えてくると思うんですね。

そこに虐待の対応で入るだけではなくて、その家庭とか子どもに関わるニーズをそこから見つけ出して、子どもが良好な環境で家庭生活を送れるように、というような文面があればいいかなと。

どうしても、通告だと密告というような印象があるんですね。決してそんなことではなくて、いろんな相談の入り口なんだという、それが一つの虐待通告がきっかけとなってしまうようなことを加えてもらったらどうかというところでは。

(議長)

ありがとうございます。

事務局のほうからいいですか。

(こども支援課副主幹)

大変参考になる意見、ありがとうございます。ぜひ法務担当課とも調整して検討したいと思います。ありがとうございます。

(議長)

貴重なご意見ありがとうございます。

それでは、高田さん、すみません、1人ずつ指名して。

(高田委員)

高田です。感想にとどまる内容ですけど、条例なのである程度こういう網羅されて、結構概括的な内容になっている、そういう性質のものだと思いますので、あと、やっぱり大事なものは、これをいかに、特に市民の方にいかに伝えるのかという、そういう周知の方法になってくると思いますので、そういったことが今後の、条例制定前もそうですし、条例制定後もそうですけれども、周知というのが特に大事になってくるのかなというふうに思います。

特にこの条例は、例えば6条でも市民の責務ということで、市民に対する働きかけや市民への理解、虐待に対する理解を深めてもらおうというところが一つの柱になっておりますので、そこはやっぱり市民の方にいかに理解、条例や虐待をいかに理解してもらえるか

という、そういう周知が非常に大事なのかなと。

あとは第9条のところの今の通告のところですけども、ほかの市民の方の責務なんかは努力義務というか、いわゆる努めるようにするという努力義務というところですが、第9条、これは通告の義務というふうに義務とうたわれていますので、これは通告の義務って市民に課せられているものというのは、具体的に何を通告してどこに通告をすれば、その義務が果たされるのかとか、結構そういう文言とかだと強力なメッセージがありますので、やっぱりそれら含めて、本当にそういう通告って、別に密告とかそういうものではなくてこういうものですよ、とかも含めて、この条例というのは皆さんへ前向きに受け止められる条例として伝えていくことが大事なのかなというふうに思いました。感想ですけども、以上となります。

(議長)

ありがとうございます。

では、続きまして、田中さん、お願いいたします。

(田中委員)

いぶり・ひだか児童家庭支援センターしずくの田中です。よろしくお願いいたします。

私も感想になりますが、素案全体を通して、苫小牧市が市民、関係機関全体で、皆さんで目指していく、児童を守るという形が示された内容になったなというふうに感じています。

特に第10条のところについて、虐待を行った保護者に対する指導及び支援というところで、指導しっ放しではなく、支援もする対象になるんだということ、あるいは保護者は指導を受けっ放しではなく、必要な改善等を行うということを当然のこととするという形で明確に示されたところがとても苫小牧らしい、いい素案になったなというふうに感じました。

(議長)

ありがとうございます。何かお褒めの言葉をいただけてうれしいです、ありがとうございます。

では、続きまして、青山さん、お願いいたします。

(青山委員)

私も感想のようなことになって、条例に盛り込むようなことではないのかもしれないんですけど、子どもへの虐待に関する知識の普及というところで、子どもへの虐待を子どもたちが訴えやすい環境というものとともに、いつも現場でそういう場面に出くわしたときに、子ども、そして親の状況、その親が受けてきた状況というような、たどって行って

もしようがない、もう戻らないところではあるのですが、考えていったときに、今、一番現実のところから始めるというところでは、子どもだけじゃなく、今度、小学生、中学生、高校生、これから親になっていく人たちに、虐待をしない、これからの大人になってといってもらえるのだろうと、その教育ということがどういうふうに伝えていけるのだろうか、ちょっと幾つか小学校とか中学校とか、どんなことをしているのかなというのは調べてみたんですけど、あんまり私の調べ方では詳しくは分からなかったのですが、教育というものがもし一つでも親になっていく人たちが、幸せな結婚なのか分からないですけども、出産というようなところにつながっていけばいいなというようなところで考えました。それが条例の中に生かされるかどうか、いろいろ考えたんですけど、ちょっとそれは分からないんですけども、そういうような感想を持ちました。ありがとうございます。

(議長)

貴重な感想ありがとうございます。

続きまして、遠藤さん、お願いいたします。

(遠藤委員)

まず、第3条の「ひいては子どもを死に至らしめるおそれがある」ということが加わったということ、とても大事なことだと思います。やっぱり言葉にして、少し衝撃もあるような形で、文言として表現することがすごく大事なことだと思って見ておりました。

それと、私が思ったのは第10条の2項、このところの「保護者は、前項の指導又は支援を受けた場合は、必要な改善等を行うものとする」というふうになっているんですけども、実際、私どもの園で虐待をした保護者の方が子ども支援課の支援を受けて、家庭訪問等における、何回も支援を受けて、どうやって子どもに接していったらいいのか、イライラしたときに子どもに対するとき一呼吸置くにはどうしたらいいのかということも含めて、児童相談所の方も入っての指導を受けて、少し改善された方がいたんですね、実際に。そこで、このところ「改善を行うものとする」って書いてあるんですけども、ここで改めて、児童虐待を行ったという自覚の下に虐待の再発防止に努めなければならないという項目が入ったほうが、私はこれは親のほうとして、してしまった親のほうとして、きちっとそのことを自覚して、再発防止に当たらなければならないということの文言に置き換えていただいたほうがいいのかと思います。ちょっと先ほどは意見を言えなかったんですけども、今提案したいなと思います。

それから、もう一つは14条の公表ですが、ここも公表をしなければならないとなっていますが、ここはどこで公表するのだろうという辺りで、どのような展開にするのか、これを市のほうに聞かなければならないなと思っておりました。

第13条の2項の防止推進月間というふうになっていますけれども、11月だけでいいのかなというふうな考え方がちょっとありました。本当に11月に特化して道と連携した

りとか、政府と連携したりしながらの設定なのかもしれないんですけども、この月だけでよいのかというふうな感想は持ちました。

(議長)

ありがとうございます。

今、3点ほど質問があったと思いますが、事務局のほうでお願いいたします。

(こども支援課副主幹)

まず、第10条のところは、貴重な意見ありがとうございます。どのように表現するか、検討させていただきます。

そして、第14条の公表ですけれども、小山委員から第1回部会の際に公表についてご意見いただいているところがあります。どのようにしたら、小山委員の言うような公表にできるのかというのは研究しなければいけないところで、市民への認識を深めていくには、その手法をどうするのかも含めて、現在、他市の条例では、どのようにやっているかというのを調査研究しているところでございますので、効果的な公表について検討していきたいと思います。

児童虐待防止推進月間、これは特にこの11月においては全国的なキャンペーンで、それこそ苫小牧市内でも小売店や公共施設とか600か所以上のところにご協力いただいて一斉にポスターを貼り出したりであるとか、広報にも記事を掲載するであるとか、いろいろな活動を展開しているところです。ただ、月間はキャンペーン強化の一つなんですけれども、そのほか、年間通して様々な研修であるとか実施しているところでございます。効果的な啓発のあり方は、月間が2回以上必要かどうかというのは、他の事例ではあまり聞きませんが、年間通して研修等も含めた活動というのはやっていきたいなというふうに考えております。

(議長)

いかがですか、今の回答で。

(遠藤委員)

本当に検討事項だと思うんですけども、毎回、委員になられてる方はこの虐待のほうの関係で、皆さんでポケットティッシュだとかいろんなものをお配りになったりとか、皆さん、啓発の運動に関わられて、代表が出ていかれて大変ご苦労いただいているんですけども、市民の中にどうやって防止をしていくかという辺りのところも含めて、お金も大変かかることなので、その辺りのところの浸透させ方、町内会の方々、あるいは今、民生委員の方々ももちろんなんですけれども、具体的に本当に可視化できる、市民に可視化できるような形、それが本当の、ある意味防止をする、推進をするという力になるのかなと思っ

てはいるんですね。だから、そこら辺のところもう少し皆さんにアナウンスがうまくいくような方法を、この月間一月に限るのであれば、考えていただいたほうがいいかなと思っておりました。

(議長)

貴重なご意見ありがとうございました。

それでは、続きまして、毛利さん、お願いいたします。

(毛利委員)

改めてこの条例案を読んで、本当に子どもを虐待から守る、その必要性というのを感じて、大変いい内容じゃないかなと思ってます。

ただ、学校の現場ということで、先ほど第12条に、子どもに対して虐待の知識等を普及するとあり、なかなか難しいよなと思いながら、本当に自分が受けてる子、そういうことを虐待というんだよ、こういうのは駄目だよねという、分かっている、自分がそういうことを実際に受けている子がそういうことを勉強するということの、どういうふうに教えればいいのかなんてちょっと思ったり。市の責務なのか、親の責務なんですけど、実際には親がしっかりとそのことを認識して、虐待をしないって、そういう子育てはいけないということを学ぶ機会がちゃんと、当たり前なんですけどね、でも、中には当たり前になってない親もいるので、そういった親に本当に指導をするというのも大事だと思うので、その辺りがちゃんとできればいいなというのを感じました。

あともう一つ、本当に基本的なことでは分らないんですけど、この条例ができました。この条例ができることによって、非常に強い表現になったんですね、文末でねばならない、してはいけないと。これによって、私たち現場だとか、あるいは市の職員たちは今までと違うアクションができるようになるのかどうか、ねばならないということはしなきゃならないんですけど、そういうことが可能なのか、どこまで可能なのか、そういった線引きが分からないなど。今も駄目なんですけど、見つけたら通報しなきゃならない。その辺り、何か違いが、さらにあるのか、啓発としてみんなが知ることが大事なのか、その辺りちょっと、もし何かあれば教えてほしいなと思いました。

(議長)

大切なご質問をいただいたと思いますが、回答、難しいかと思うんですけど、お願いいたします。

(こども支援課副主幹)

本条例では、罰則規定まで設けるものではございません。理念条例としてというところではあるんですけども、指標としての部分でもありますし、また、当然、子どもの命を

守るんだという、関係機関それぞれの責任の下、しっかり子どもを見守られる体制づくりをやっていくんだ、その根拠はこの条例なんだということがしっかりうたえるようなものになればと思っております。

あと、子どもへの教育というところでは、本当に、先ほどの説明のときも学校との協力がやっぱり必要になってくるだろうなど想定しているところだというふうにはお話ししたところなんですけれども、何らかの子どもが分かりやすいようなもの、こういった形で表現できるかであるとか、年齢だったらどのぐらいがいいのかであるとか、当然もろもろいろんな、予算であるとか、いろんなことも含めて考えていかなければいけないところだと思っております、効果的なやり方について研究して取り組んでいきたいなど考えているところです。

(議長)

よろしいでしょうか。

(毛利委員)

はい。

(議長)

ありがとうございます。

では、続きまして、木原さん、お願いいたします。

(木原委員)

特定妊婦のことを取り上げていただいて、中に取り入れていただいて本当にありがたいなと思ったんですけども、特定妊婦という言葉を入れてその第8条をつくるのはなかなか難しいのかなというふうに、ちょっと今読ませていただいて考えてまして、やっぱりどのお母さんにとってもこういうリスクというものはあるわけなので、そこら辺のところ、もしかしたらもうちょっと柔らかい表現でこの第8条のところに何か、子どもについて虐待の予防に必要な支援の場というか、家庭というか、保護者というか、そういった形にしてもいいのかなという。皆さん何か必要なときに支援が受けられるというような文言にしてもいいのかなと思ったんですけど、ちょっと今、うまい言葉見つからないんですけど、やっぱり病院にいるので、どうしてもそういうハイリスクの方のほうに目が行きがちなんですけど、そうでなくても、やっぱり支援を必要とされる方っていらっしゃるのかなとも思うので、どのご家族にも何か必要とする支援が受けられるようにする、というようなことが一番理想的なんだと思うんですけども、そういったことがうまく入れればいいのかと思いました。

あと、これができたときに、例えば見直しというか、改正というか、そういったことを

どのぐらいでされるのか、多分これから児童相談所分室が入りまして、また大分いろいろ変わってくるのではないかなと思いますし、やっぱり時代も大きくコロナで変わったりもしていて、違う問題もいろいろ出てくるかと思うんですね。そういったことを考えると、どのぐらいでこれを見直すのかというのも念頭に置いて最初からつくっておくというのも必要なことなのかなと思いました。以上です。

(議長)

大切なご意見だと思いました。本当に現場の方からの生の声を聞かせていただいたという気がいたします。

それで、事務局のほうにお答えいただきたいのは、見直しについて、何かお考えはございますか。

(こども支援課副主幹)

現段階で、見直しの規定は設けてはおりません。児童福祉の分野でいいますと、法改正や通知、大きい事件が起きたりすると、結構法改正、通知が起きます。本当に数年に一度は大きくいろんな動きが変わったりする中で、そのたびそのたびにすぐ変えなきゃいけないような内容にしてしまうと、なかなか追いつかないなというところもありますので、ある程度網羅的な、包括的な内容のものにしたいと考えております。ただ、当然、時代が変わって、やり方も変わってくるんだ、もっと新しい支援の形が出てくるんだというようなことになって、新しい文言が適切だろうというようなことになれば、また、見直しのタイミングになろうかと思っております。以上です。

(議長)

木原さん、いかがですか。

(木原委員)

今、確かにかなりいろいろ動いているところなんで難しいと思うんですけども、例えば数年後に集まって、先ほど毛利先生が言われたように、これが出来たときにどういうアクションができるのか、罰則規定がないということもありますので、そういったことも含めて議論するといった形なのかなと思うので、例えば数年後とか何かそういうこと、はっきり決めなくても、念頭に置いていただいても、文言に入れる必要はないかもしれないですけども、いいのかなというふうに思っております。以上です。

(議長)

事務局お願いします。

(健康こども部長)

いろいろご意見ありがとうございます。条例、法の中にも何年後にもう一回見直すという規定をつくっている法律とかもあるというふうに思います。ですので、そのところはもう少し検討させていただいて、文言として載せるのか、そういうような、取決めといいますか、この運用について検討させていただきたいというふうに思います。

あと、毛利委員からも出ていたりとか、木原先生からも、今、ご意見ありましたけれども、まず1つ、条例をつくるというところで、市民の皆様、市民の方や企業の方、関係機関の方たちについては、努めなければならないというような努力義務というような形でつくらせていただいておりますけれども、市に関しましては何々しなければならないというふうに、自分たちがこういうふうにやらなければいけないというところを、今までもやってきましたけれども、こうやって条例をつくって明文化することで、これまで以上にしっかりここはやらなければいけないんだということを、今つくっている者たちだけではなくて、次も次もいろいろ変わっていく継続性の中で、そのところを、条例をつくったことによって市の継続した意思というか、やらなければいけないことを示させていただくというのが一つ、意味あることだなというふうに考えています。

あと、特定妊婦のことに関しましては、いろいろこの素案の中で議論いたしました。子どもというのはもう出生してからではないと子どもではないというところで、特定妊婦のおなかの中にいる胎児とか赤ちゃんとか、そういう方たちはこの子どもの児童虐待防止法の中の子どもではない扱いになっていますので、虐待防止法の中では、その予防というところは規定されていないような法律になっているというふうに考えたんですけども、この条例に関しては、そういう予防というか、8条の虐待の予防と早期発見というところは、やはりその特定妊婦まで踏み込んでやっていったほうがいいんじゃないかというような意見もありますので、内部のほうでもありますので、ここをどのような表現にするのか、ただ、特定妊婦というふうに入れたほうがより分かりやすいのか、というふうにも考えておまして、そこは法律の担当部署と少し文言については検討させていただきたいというふうに、尾崎のほうから申したところでもあります。ですけども、そういう意味合いを持ってそのところの、この3条の予防のところ、早期発見のところは加えていくことができたらよいかというふうに考えています。

(議長)

ありがとうございます。木原さん、いかがですか。よろしいですか。

(木原委員)

私も特定妊婦って言葉を入れるのは難しいのかなと最初思って、難しいかもしれませんが、そういうことがやっぱり現実、病院のほうではいろいろあります、ということを書いたんですよね、意見として。ですので、さっき言ったように、もう何か皆さん相談できる



よ、というか、皆さん支援受けられます、みたいな、先ほど子どもさんからどうやってSOS受けるんでしょうか、というようなお話もあったと思うんですけど、そういったことと同じかなと思うんですよね。困ったらここにというようなことが何かできるようになれば、あと、困っているかどうか分かっていない方もいらっしゃるのも思っています、子どもさんもそうじゃないかなと思うんですよね。認識してないから、これを困ったことだと言っているのかというふうに思っているのかなって思っています、そこら辺の啓蒙とか窓口というのが、これから充実していけばいいのかなというふうには思っています、そこが条例に入るかどうか分かりませんが、今はそういうふうに思っています。

特定妊婦という文言には全然こだわってなくて、そういった方も、少しでも子どもさんと一緒に成長できるとか、子どもさんと一緒に楽しく過ごせるような仕組みが少しずつでもできたらいいなというふうに思っているというところで。何か名案があれば、その8条のほうに。3条のほうにはすごくいい言葉入れてくださって、本当にありがたいなというふうに赤ちゃんを毎日診察している者としては思いましたので、何かそういうようなことが盛り込める案があれば、本当にお願いしたいなという、ちょっと私がすぐに思い浮かばないんですけど。

(議長)

ありがとうございます。では、最後になりましたが、藤崎さん、お願いいたします。

(藤崎委員)

こういった会に参加させていただいて、有識者の方のお力を借りたり、市の方も非常に苦慮されて、こういうすばらしい内容の条例とかができているんだなというふうに改めて感じていて、多分、でも、市民の人がこういう条例ができたというふうには実感を得るのは条例ができた瞬間ではなくて、これが具体的に実施されたときなのかなと思うので、このすばらしい骨組みから肉をつけて、血を通わせて、生きていくことにこれから期待していきたいなと思います。以上です。

(議長)

ありがとうございます。今日はこんな若い方が参加させていただいて、すごくうれしいなと、皆さん高齢だと言っているんじゃないですけど、本当にすごくうれしいなと、期待しております。ありがとうございます。

それでは、お時間もたちましたので、皆様のご質問、ご意見、感想はこの辺で締め切らせていただきたいと思います。

次に進みます。パブリックコメントについて、事務局からご説明お願いいたします。

(こども支援課副主幹)

パブリックコメントについて、事務局から説明いたします。資料2をご覧ください。

本条例制定に当たり、広く意見を募集するために実施します。

実施期間は9月2日から10月1日の計30日間です。

事前周知は、市のホームページのほか、広報とまこまい9月号にて周知します。広報では、小山委員にご協力いただき、児童虐待に関する特集記事を作成しています。遅くとも9月1日までには皆さんのご家庭に届くと思いますので、ご確認いただけたらと思います。

このパブリックコメントは、委員の皆さんも自由に提出していただくことができます。

今回の部会の後でも気づいたことなどありましたら、ご提出いただけたらと思います。

事務局からの説明は以上になります。

(議長)

ありがとうございます。

今のパブリックコメントについての説明に関して、何か、皆さん、ご質問等ございませんでしょうか。

====青山委員挙手====

はい、お願いします。

(青山委員)

パブリックコメントについて、苫小牧市のLINEの中で通知とかを出したりという予定はないでしょうか。

(こども支援課長)

LINEのほうでということでご意見いただきましたので、これについては、今、主に新型コロナウイルスに関する支援策等の周知がメインになっておりますので、こういった周知ができるかどうかはこの後確認をさせていただきたいと思います。

(議長)

LINEは比較的若い方がよく見るので、周知徹底には有効かなと思います。事務局のほうでもご検討お願いいたします。

他に、ご意見、ご質問はいかがでしょうか

====委員から「ありません」の声あり====

ありがとうございます。

では、スケジュールについて、事務局から説明お願いいたします。

(こども支援課副主幹)

スケジュールについて、資料3をご覧ください。

今後の部会開催は、当初、10月上旬と11月上旬の2回を予定しておりましたが、10月上旬の部会ではパブリックコメントの反映が時間的に難しいため、本日の部会とパブリックコメントの両方の意見を反映したものをお示しできる10月下旬に第3回部会ということを用意しています。新型コロナウイルス感染症対策の観点からも極力接触回数を減らすことも意識しています。

それでも、委員の皆様への意見反映の機会が減らないよう、パブリックコメントの受付や次の部会でも最終案に対して委員の皆様からご意見がありましたら、対応を検討いたします。今後のスケジュールについて、事務局からは以上です。

(議長)

ありがとうございます。

ただいまのスケジュールについて、皆様のほうから何か質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

====委員から「はい」の声あり====

ありがとうございます。それでは、全体を通しまして、質問やご意見があれば、遠慮なくお願いしたいと思います。

====委員から「ないようです」の声あり====

ありがとうございます。

皆さんもよろしいですか。ありがとうございます。

実は、私、このようなそうそうたるメンバーの中で議長というのは、前半ちょっと緊張しておりました、後半はちょっとリラックスいたしましたけども、本当にたどたどしい進行で申し訳なかったなと思っております。

それでは、これをもちまして終了させていただきます。皆さん、ご協力ありがとうございました。

## 7 閉会

(司会)

松村部会長、ありがとうございました。

これをもちまして令和2年度第2回苫小牧市子ども・子育て審議会部会を閉会いたします。お忘れ物などないようお気をつけてお帰りください。どうもお疲れさまでございました。